

平成30年7月26日

荷主関係団体 各位

奈良労働局
奈良運輸支局
公益社団法人奈良県トラック協会

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあること等から、物流を支えるトラックドライバーの確保が難しい状況になってきております。

このような中、政府では、昨年8月に、自動車運送事業の長時間労働を是正するための環境を整備することを目的として、トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちにに取り組む施策」を取りまとめたところです。

この施策の一つとして、取引環境の適正化を図るため国土交通省では、昨年11月に、荷主とトラック運送事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」（平成2年運輸省告示第575号）の一部を改正し、適正な運賃・料金を収受するための環境整備を図ったところでありますが、荷主の皆様にも、「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の収受ルールについて理解を深めて頂き、新たなルールの下で運送委託をして頂くことが重要と考えております。

更には、トラック運送事業者には守るべき労働時間のルールとして「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を起因として、この告示に違反する過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合があります。

こうした制度等の内容について荷主の皆様のご理解を深めて頂くため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び公正取引委員会では、標準貨物自動車運送約款の改正内容を周知するためのリーフレット等各種の啓発資料



を作成しております。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もございます。

つきましては、より多くの荷主の皆様にも周知致したく、これらのリーフレット等を送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮を頂ければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解頂き、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けて、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

< 問 合 せ 先 >

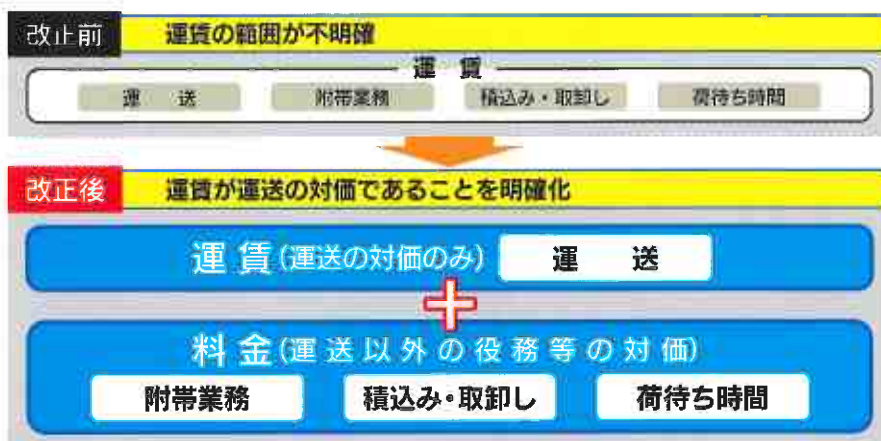
- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ○奈良労働局労働基準部監督課 | TEL : 0742-32-0204 |
| ○奈良運輸支局企画輸送・監査部門 | TEL : 0743-59-2151 |
| ○公益社団法人奈良県トラック協会 適正化事業課 | TEL : 0743-23-1200 |

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

①「運賃」と「料金」の区別を明確化しました

運賃が運送の対価であることを明確化します。



②「待機時間料」を新たに規定しました

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化しました

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主が行うべきこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者にその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問 合 せ 先

国土交通省貨物課 ☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課	☎ 011-290-2743	近畿運輸局貨物課	☎ 06-6949-6447
東北運輸局貨物課	☎ 022-791-7531	中国運輸局貨物課	☎ 082-228-3438
関東運輸局貨物課	☎ 045-211-7248	四国運輸局貨物課	☎ 087-802-6773
北陸信越運輸局貨物課	☎ 025-285-9154	九州運輸局貨物課	☎ 092-472-2528
中部運輸局貨物課	☎ 052-952-8037	沖縄総合事務局陸上交通課	☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。

荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます!

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

①「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転防止措置義務違反)

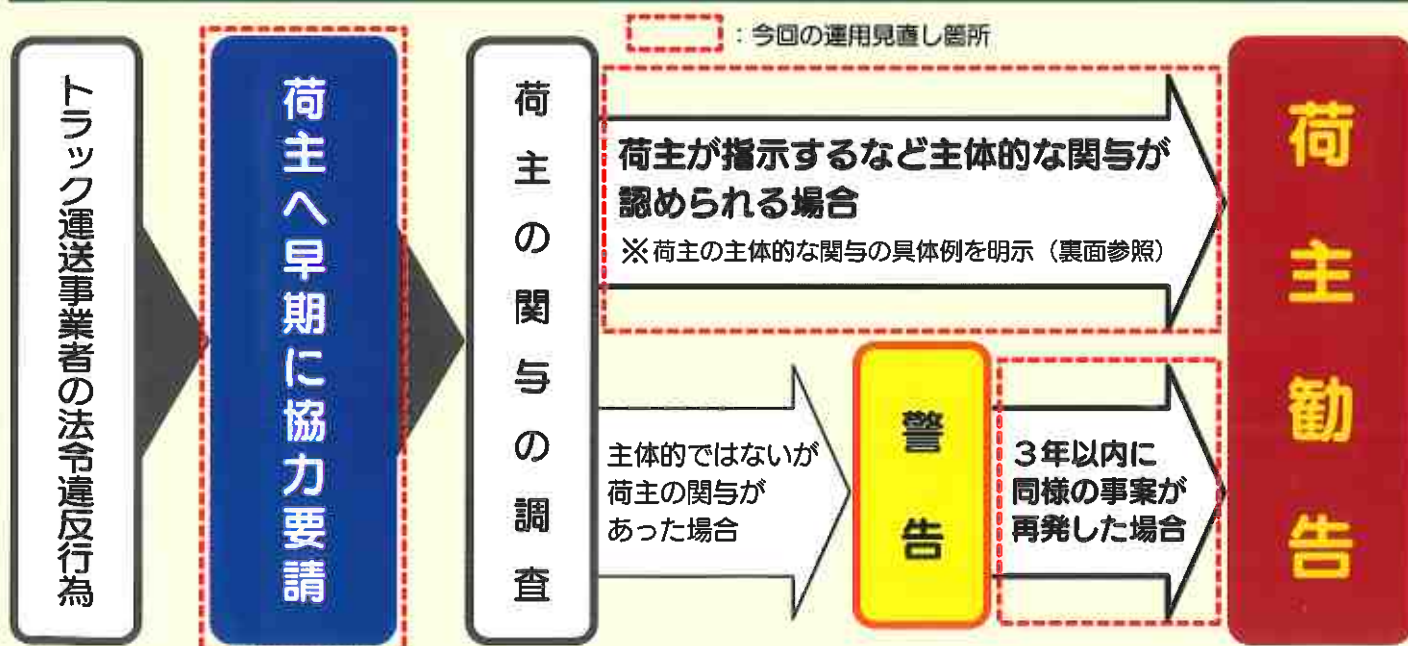
労働時間の主なルール (平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号)

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1 か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・継続 8 時間以上
運転時間	・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	・4 時間以内

②「道路法(車両制限令)違反」(車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行)

③「道路交通法違反」(過積載運行、速度超過等)

新たな荷主勧告制度の概要



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

荷主の関与についての調査（荷主勧告該当性調査）を実施

① 荷待ち時間の恒常的な発生



② 非合理的な到着時刻の設定



③ やむを得ない遅延に対するペナルティ



④ 重量違反等となるような依頼



調査の結果、上記の事例に
該当する場合

荷主勧告を発動

荷主名の公表

「荷主勧告制度」とは？

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

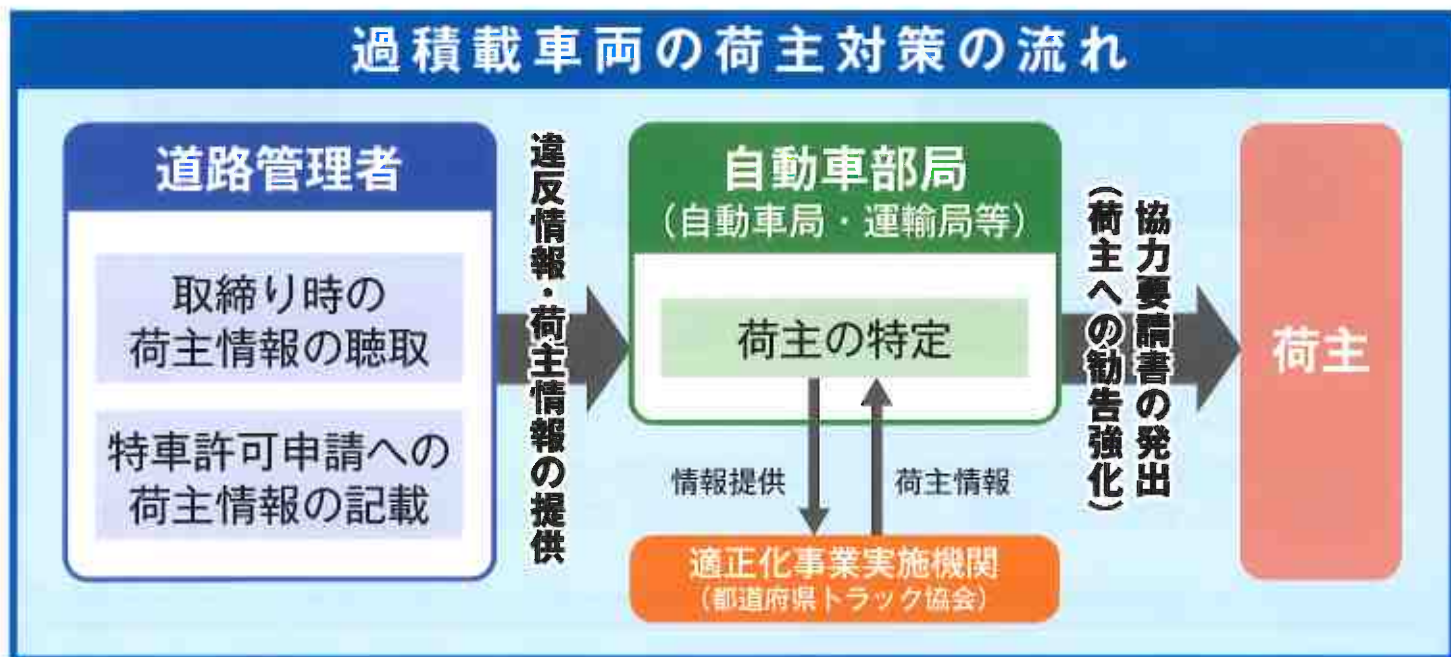
また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。

荷主の皆様へ…

貨物の適切な積載にご理解とご協力を!

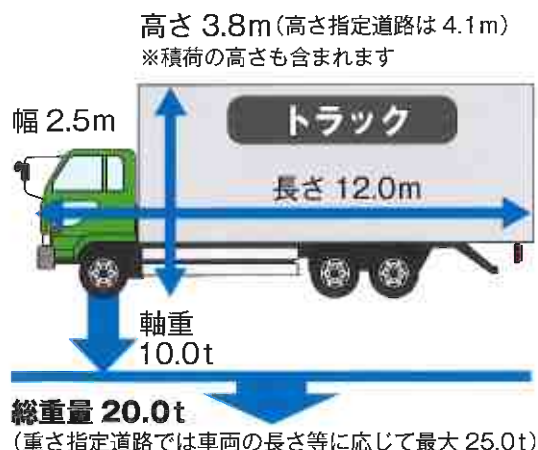
車両総重量、軸重等の一般的制限値を超える違反状態で車両を運行することについて、
荷主企業が指示するなど主体的な関与が認められる場合、
「荷主勧告」が発動され、荷主名が公表されます。

過積載車両の荷主対策の流れ



道路法(車両制限令)では、道路構造の保全、交通の危険防止のため、
通行する車両の大きさや重さの最高限度(一般的制限値)が定められています。

一般的制限値



高速自動車国道における連結車の例



違反は未然に防ぐことができます。

荷主の皆様も、貨物の適切な積載にご理解とご協力をお願いします!



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会



日本貨物運送協同組合連合会

参考 1 貨物を偏って積載した場合には軸重超過になる恐れも…

全日本トラック協会では国土交通省の協力を得て、積荷の偏りによる軸重への影響を確認する実験を行いました。

その結果、走行時の軸重は、貨物を荷台の前方に偏って積載した場合に、大型トラックでは3軸ある内の一番前方の軸（＝1軸）、セミトレーラでは4軸ある内の前から二番目の軸（＝2軸、トラクタ駆動軸）が最も大きな値を示しました。どちらも均等に積載した場合よりも大きな値となり、**貨物を偏って積載した場合には、軸重超過になる危険性がある**ことが分かりました。

【実験結果】………

大型トラック



均等積載時に平均7.0tだった軸重が **平均9.8t** に

セミトレーラ



均等積載時に平均9.8tだった軸重が **平均11.6t** に

荷主企業・トラック運送事業者とも

- 貨物の積載時に偏った積載にならないように十分留意しましょう。
- 重量、高さ、長さ、幅が超過しないよう、適切な積載へのご理解とご協力をお願いいたします。

参考 2 車両の総重量、軸重、高さ、長さ、幅のいずれかが超過していた場合、車両制限令違反として超過した度合に応じて違反点数が付与されます。

平成29年4月1日から、高速道路6会社において、車両制限令違反者への措置が厳しくなりました。

- ① 軽微な重量超過等（指導警告）に対する違反点数の付与
- ② 軸重超過に対する違反点数の設定
- ③ 違反点数の累積期間を2年間に拡大 等

従来より違反点数が累積しやすい状況に

違反点数が累積すると、高速道路料金の割引停止や
ETCコーポレートカードの利用停止の事態に

トラック運送事業の経営や円滑な物流への影響が懸念されます

荷待ち時間への対策を 放置していませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じるなど、労働時間等のルールを守れなくなる行為が見受けられる場合には、荷主勧告(※)の対象となるおそれがあります。
- また、運送委託者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間が生じ、必要経費を支払わない場合には、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

(※) 荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれます。



要注意! チェックポイント

- ☒ 運送委託者の都合による荷待ち時間の実態を把握し、対策をとっていますか。
- ☒ 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による追加費用(人件費等)の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 荷待ち時間の実態やそれにより生じる課題を運送事業者と共有し、対策を講じる。
【例】 出荷スケジュール等を管理し、計画的に荷物を引き渡す。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の追加費用を負担する。

国土交通省 適正取引相談窓口 一覧

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575				
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531	中国運輸局	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2515		鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0343		島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155		岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502		山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336
	山形運輸支局	企画輸送・監査部門	023-686-4712			自動車交通部	貨物課
	秋田運輸支局	企画輸送・監査部門	018-863-5813		香川運輸支局	企画輸送・監査部門	087-882-1357
	関東運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248	四国運輸局	徳島運輸支局	輸送・監査部門
東京運輸支局		輸送担当	03-3458-9233	愛媛運輸支局		輸送・監査部門	089-956-1563
神奈川運輸支局		輸送担当	045-939-6801	高知運輸支局		輸送・監査部門	088-866-7311
埼玉運輸支局		輸送・監査担当	048-624-1835			自動車交通部	貨物課
群馬運輸支局		企画輸送・監査担当	027-263-4440	九州運輸局	福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191
千葉運輸支局		輸送・監査担当	043-242-7335		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271
茨城運輸支局		輸送・監査担当	029-247-5244		長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747
栃木運輸支局		企画輸送・監査担当	028-658-7011		熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155
山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880	大分運輸支局		輸送・監査部門	097-558-2107	
	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952
北陸信越運輸局	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-291-7853		陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893				
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312				
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191				
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602				